平成２９年（フ）第６６号
愛知県豊橋市富久縞町字茅野22番地２、従前の住所愛知県豊橋市野田町字野田198番地の１
債務者　貝沼　静夫
１　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　綾一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８０号
兵庫県尼崎市七松町１丁目８番５号
債務者　エスプリこと　弘末　元則
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川西　絵理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８号
広島県福山市神村町1503番地111、前住所広島県尾道市西御所町１番12号
債務者　樽谷　泰治
１　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　泰斗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０２号
熊本市西区城山薬師１丁目５番３号
債務者　鳥井　政明
１　決定年月日時　平成29年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　袋田　知花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
岩手県八幡平市安比高原605番地128
債務者　江渡　文明
１　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６１４号
愛知県半田市住吉町４丁目121番地の５
債務者　加藤　由美
１　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤亜沙子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７８号
堺市西区宮下町12番10号　メイプル津久野206号、前住所堺市西区草部25番地16
債務者　南昌機工こと　南口　昌敏
１　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大江　千佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３００号
北九州市小倉北区紺屋町12番21―403号
債務者　清末三津夫
１　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５号
秋田県横手市大雄字田根森41番地５
債務者　三浦　　翼
１　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２号
北海道檜山郡上ノ国町字大留212番地15
債務者　丸山　雅也
１　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第１０３号
埼玉県熊谷市妻沼東４丁目141番地　サンハイム妻沼105、旧住所埼玉県熊谷市妻沼1613番地７　妻沼ハイツⅠ202
債務者　菅原　　望
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４８号
千葉県八街市文違301番地4528　サンリットガーデンＪ　201
債務者　稲葉　修一
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１００号
千葉県四街道市みのり町９番地１
債務者　永島　啓史
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２２号
千葉県印旛郡栄町西190番地
債務者　佐藤　麻由（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２８号
千葉県白井市南山１丁目10番２棟302号
債務者　佐藤　　清
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３２号
千葉県佐倉市弥勒町52番地１　ハイホーム佐倉Ⅱ番館101号
債務者　飯田　裕巳
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３３号
千葉県印西市草深2299番地17
債務者　青木　克爾
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部